

1)大笹生地区計画

| | | 告示年月日 | 告示番号 |
|-----------------|--|---|----------|
| 名 称 | 大笹生地区計画 | H29. 12. 1 | 市告示第350号 |
| 位 置 | 福島市大笹生字台田、字柳町、字月崎、字北谷地、字宮、字宮ノ下 の各一部の区域 | R5. 7. 28 | 市告示第290号 |
| 面 積 | 約2. 8 ha | | |
| 地区の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標 | <p>本地区は、福島市の中心部から北西7kmに位置し、主要地方道上名倉飯坂伊達線（通称：フルーツライン）と東北中央自動車道福島大笹生ICに隣接した、交通の利便性に恵まれた地区である。</p> <p>大笹生地区の地域振興、活性化に資する用地として、周辺の景観に配慮しながら良好な環境を形成し、将来にわたり保全、維持することを目標とする。</p> | |
| | 土地利用の方針 | <p>周辺の自然環境・景観に配慮し、地域振興に資する土地利用を図る。</p> | |
| | 建築物等の整備方針 | <p>良好な地域振興地を形成するため、「建築物の用途の制限」、「容積率の最高限度」、「建蔽率の最高限度」、「敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの制限」、「建築物等の形態及び意匠の制限」、「かき又は柵の構造の制限」等を定める。</p> | |
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | | |
| | 地区の面積 | 約2. 8 ha | |
| | 建築物等の用途の制限 | <p>次に掲げる建築物は、建築できる。</p> <p>1. 非住居系の工業地域に建築できる建築物のうち、地域振興に資する施設（ボーリング場等、カラオケボックス等、麻雀屋・パチンコ屋等、を除く）</p> | |
| | 容積率の最高限度 | 10分の20 | |
| | 建ぺい率の最高限度 | 10分の6 | |
| | 敷地面積の最低限度 | 2,500㎡ | |
| | 壁面の位置の制限 | <p>計画図に図示の■に接する箇所は、建築物の外壁又はこれに代わる柱面（以下、「外壁等」とする。）から道路境界線までの距離は3m以上とする。</p> <p>(2) その他の箇所は、外壁等から道路境界線までの距離は2m以上とする。</p> | |
| | 建築物等の高さの制限 | 20m以下 | |
| | 建築物等の形態及び意匠の制限 | <p>(1) 建築物の形態・意匠は、福島市景観形成基本計画を踏まえ、福島市景観まちづくり計画に準拠するものとする。</p> <p>(2) 屋外広告物は、周辺の景観に配慮したものとする。</p> | |
| かき又は柵の構造の制限 | <p>道路及び敷地境界に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣、植栽又は高さ2.0m以下のフェンスとしなければならない。ただし、門柱、門扉に類するものは除く。</p> | | |

※「区域、地区施設の配置、地区の区分及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

